

班の区域 【特保】道指定滝の湯鳥獣保護区のうち、国有林網走中部森林管理署1028林班ろ小班の区域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号[特保 第514号])

《207》① **幌岩鳥獣保護区** 233ha〔森林鳥獣生息地〕
② 常呂郡佐呂間町に所在する国有林網走中部森林管理署2092林班い、ま、ふ、ロ、二の各小班及び2093林班及びそれらに囲まれた佐呂間町有地の区域
③ 平成26年10月1日～平成36年9月30日(H26.9.30 第659号)

《208》① **キムアネップ鳥獣保護区** 42ha〔集団渡来地〕
② 常呂郡佐呂間町幌岩に所在する、町道管理番号幌岩1線と幌岩1号線（道路敷を除く。）との交点を起点とし、この点から幌岩1号線を北西に進みサロマ湖の湖岸線との交点に至り、この点から同湖岸線を北東に進みキムアネップ岬を周回し、さらに湖岸線を南西に進み幌岩川の左岸(河川敷を含む。)との交点に至り、この点から同川左岸を北西に進み幌岩1号線との交点に至り、この点から幌岩1号線を北西に進み起点に至る線に囲まれた区域
③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

《209》① **円山鳥獣保護区** 289ha〔森林鳥獣生息地〕
② 紋別郡湧別町及び常呂郡佐呂間町に所在する国有林網走西部森林管理署111林班、網走中部森林管理署2129林班及び湧別町字計呂地2605番地から2609番地まで並びに佐呂間町字若里960番地の区域
③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号)

《210》① **トエトコ鳥獣保護区** 374ha〔森林鳥獣生息地〕
② 紋別郡湧別町及び北見市に所在する国有林網走西部森林管理署112林班の区域
③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《211》① **栄浦鳥獣保護区** 351ha〔特保351ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 北見市に所在する国有林網走中部森林管理署2300林班いからは、ほからち、わからつ、イからハ、ホ、への各小班的区域 【特保】道指定栄浦鳥獣保護区の全域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号[特保 第514号])

《212》① **牡蠣鳥獣保護区** 99ha〔森林鳥獣生息地〕
② 北見市に所在する国有林網走中部森林管理署2297林班に、ほ、へ、との各小班及び同市常呂町字栄浦365番1、2、371番から374番まで、376番から379番まで、384番、386番、387番の区域
③ 令和3年10月1日～令和13年9月30日(R3.9.28 第631号)

《213》① **若松鳥獣保護区** 346ha〔森林鳥獣生息地〕
② 北見市に所在する道有林網走東部管理区74林班、75林班の区域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号)

《214》① **協成鳥獣保護区** 16ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 常呂郡訓子府町字協成271から274及び276の区域
③ 平成20年10月1日～平成40年9月30日(H20.9.30 第623号)

《215》① **鹿の子沢鳥獣保護区** 430ha〔特保54ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 常呂郡置戸町に所在する国有林網走中部森林管理署23林班のうちイ小班を除く区域及び24林班の区域 【特保】道指定鹿の子沢鳥獣保護区のうち、国有林網走中部森林管理署23林班に、ぬ、る、れ、ハ、ニ、へ、チの各小班的区域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号[特保 第514号])

《216》① **呼人鳥獣保護区** 151ha〔森林鳥獣生息地〕
② 網走市に所在する国有林網走南部森林管理署126及び127林班並びに網走河川敷のうちそれらの林班に隣接する区域
③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9 告示予定)

《217》① **オホーツクの森鳥獣保護区** 1,054ha〔森林鳥獣生息地〕
② 網走市に所在する国有林網走南部森林管理署117林班、120林班及び121林班並びに北見市に所在する国有林網走中部森林管理署2288林班いからすまで、い01からう01まで、イ及びハからチまで、ヌからワまでの各小班的区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《218》① **チミケップ湖鳥獣保護区** 1,427ha〔森林鳥獣生息地〕
② 網走郡津別町に所在する道有林網走東部管理区153林班から156林班まで、159林班、160林班、チミケップ湖の区域
③ 令和3年10月1日～令和23年9月30日(R3.9.28 第631号)

《219》① **木高岳鳥獣保護区** 500ha〔森林鳥獣生息地〕
② 網走郡津別町に所在する国有林網走南部森林管理署2098林班ろからにの各小班、2099林班ろからにの各小班、2102林班ろ小班、2125林班は、に、るの各小班、2126林班は、に、た、その各小班的区域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号)

《220》① **止別鳥獣保護区** 136ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 斜里郡小清水町に所在する国有林網走南部森林管理署356林班い01、は、は01、に、ほ、ほ01、へ、と、と01、ち、り、り01、ぬ、ぬ01、る01、わからよ、よ01、

た、た01、れ、れ01、そからな、な01、ら01、む、む01、う01、の01、お、お01、く、く01、や、や01、ま、ま01、け、け01、ふ、ふ01、こ、こ01、え、え01、て、て01、あ、あ01、さ、さ01、き、き01、ゆ、ゆ01、め、め01、み、み01、し、し01、ひ、ひ01、も、も01、せ、せ01、す、イ、ハからへ、リ、カ、タ、ソからウ、ノ、オ、ケからエ、ア、キからシの各小班及びニクル沼の区域
③ 令和4年10月1日～令和24年9月30日(R4.9.30 第513号)

《221》① **藻琴山鳥獣保護区** 1,112ha〔森林鳥獣生息地〕
② 網走郡美幌町に所在する国有林網走南部森林管理署18林班に、イからハマまでの各小班及び網走郡大空町に所在する国有林網走南部森林管理署254林班ろ小班、255林班に、ぬ、わ、か、た、れ及びイの各小班、256林班へ小班、257林班は、ほ、と、り、ぬ、イ、ハからトまでの各小班、258林班ろ、ハの各小班、259林班に、と、ぬ、れ、そ、つ、む、う、く、や、ロ、ハ、へからヌまで、カ、タの各小班、260林班ろ、は、ほ、り、ぬ、ロからチまでの各小班、261林班はからほまで、ち、イからハマまで、ホ、ト、リの各小班、265林班は、イの各小班及び斜里郡小清水町に所在する国有林網走南部森林管理署335林班たからねまで、ハの各小班、336林班はからるまで、わ、か、よ、お、イからヌまでの各小班、346林班ほ、へ、ち、ハの各小班、351林班いからるまで、わ、か、よ、イからチまでの各小班、353林班ろからにまで、へからりまで、イ、ロの各小班的区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《222》① **斜里岳鳥獣保護区** 151ha〔森林鳥獣生息地〕
② 斜里郡清里町に所在する国有林網走南部森林管理署1100林班の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《223》① **斜里鳥獣保護区** 393ha〔森林鳥獣生息地〕
② 斜里郡斜里町に所在する国有林網走南部森林管理署1142林班いからてまで、イからルまで、ワからナまで、ラ、ム、ウ、ノ、オの各小班及び1143林班へ、と、り、ぬ、わ、か、つ、う、の、ま、け、イ、ロ、ニ、ト、チからワまで、タ、ソの各小班的区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《224》① **女満別鳥獣保護区** 94ha〔特保88ha〕〔集団繁殖地〕
② 網走郡大空町に所在する国有林網走南部森林管理署128林班、同林班の北東端から南西端までの網走湖岸に隣接する河川敷地、同町女満別湖南364番2、3、372番3から6まで、382番3、4、391番3、394番5、同町女満別昭和231番2、240番2、250番、251番、並びに同町女満別湖南257番の北東端とJ R北海道石北線鉄道敷地及び国有林網走南部森林管理署128林班界との交点を起点とし、この点から同林班界を10mの幅をとって西に進み同町女満別湖南255番4の地番界との交点に至り、この点から同林班界を10mの幅をとって南に進み同町女満別湖南394番5の地番界との交点に至る区域 【特保】道指定女満別鳥獣保護区のうち、国有林網走南部森林管理署128林班及び同林班の北東端から南西端までの湖岸に隣接する河川敷地の区域
③ 令和2年10月1日～令和12年9月30日(R2.9.30 第603号[特保 第604号])

《225》① **興部鳥獣保護区** 565ha〔森林鳥獣生息地〕
② 紋別郡興部町に所在する道有林網走西部管理区116林班及び117林班の区域
③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9 告示予定)

《226》① **ピヤシリ鳥獣保護区** 732ha〔特保48ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 紋別郡雄武町に所在する道有林雄武経営区274林班4、29及び31から33までの各小班、275林班3、4、32及び39の各小班、279林班7小班、280林班3及び4の各小班並びに286林班15小班的区域 【特保】道指定ピヤシリ鳥獣保護区のうち、道有林雄武経営区275林班4小班及び280林班4小班的区域
③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9 告示予定)

《227》① **駒場鳥獣保護区** 29ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 網走市駒場95番1の区域
③ 平成26年10月1日～平成36年9月30日(H26.9.30 第659号)

《228》① **御西鳥獣保護区** 98ha〔集団渡来地〕
② 紋別郡雄武町字沢木439番の西端を起点とし、この点から同地番の地番界を北東に進み旧国鉄興浜南線との交点に至り、この点から同線を南東に進み御西川右岸河川敷地界との交点に至り、この点から同敷地界を南東に進み字沢木39番西側地番界と公衆用道路敷地との交点に至り、この点から同道路敷地を南西に進み旧国道敷地界との交点に至り、この点から同敷地界を北に進み国道238号敷地界との交点に至り、この点から同敷地界を北東に進み起点に至る線によって囲まれた区域
③ 平成26年10月1日～平成36年9月30日(H26.9.30 第659号)

《229》① **オホーツクの村鳥獣保護区** 55ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 斜里郡小清水町に所在する字浜小清水63-4の北西端を起点とし、この点から町道オホーツク海岸線道路敷南側境界線を東に進み字浜小清水209-9の北端に至り、この点から同地番の北東側境界線を南東に進み、字浜小清水と字北斗との字界に至り、この点から同字界を南西に進み、続いて西に進み、字浜小清水12001の南側境界線の南西側隅角に至り、この点から字北斗29の南東端を見通す線を進み同地番南東端に至り、この点から字北斗29と字北斗36-3の境界線、字北斗36-4と字北斗36-3との境界線、及び字北斗36-1と字北斗36-3との境界線を順次西に進み、字北斗36-3の北西端に至り、この点から字北斗36-3、35-2、35-3及び35-4の北西側境界線を順次進み、字北斗37-1の北東端に至り、この点から字北斗37-1の東側境界線を南に進み、続いて同地番の南側境界線を西に進み、同地番南西端に至り、この点から、

【道指定鳥獣保護区・特定猟具使用禁止区域】

字北斗38-2の南東端を見通す線を進み同地番南東端に至り、この点から同地番の南側境界線、字北斗612の北側境界線及び同境界線の延長線を西に進み字北斗と字浜小清水との字界に至り、この点から同字界を北に進み、続いて東に進み、字浜小清水194-2の東側境界線の延長線との交点に至り、この点から同延長線を北に進み、字浜小清水63-8の南端に至り、この点から同地番、字浜小清水63-9及び字浜小清水63-4の南西側境界線を順次北西に進み、起点に至る線で囲まれた区域

③ 平成29年10月1日～平成49年9月30日(H29.9.29 第570号)

《230》① **五鹿山鳥獣保護区** 47ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 紋別郡湧別町字北兵村二区107番地1、2、108番地1、131番地1、3、319番地1、2、4から9までに所在する五鹿山公園の区域
③ 平成19年10月1日～平成39年9月30日(H19.9.28 第620号)

《231》① **本沢鳥獣保護区** 88ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 北見市本沢705番の1に所在する北見市有林54林班1から6まで、12から15まで、17から19までの各小班の区域
③ 平成19年10月1日～平成39年9月30日(H19.9.28 第620号)

《232》① **能取湖鳥獣保護区** 5,820ha〔集団渡来地〕
② 網走市字能取の能取湖の水面の区域
③ 平成29年10月1日～平成49年9月30日(H29.9.29 第570号)

《233》① **北見美園鳥獣保護区** 287ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 北見市東相内に所在する無加川左岸（河川敷地含む）と西十五号を起点とし、この点から西十五号を南に進み南二線との交点に至り、この点から南二線を西に進み西十九号との交点に至り、この点から西十九号を北に進み無加川右岸（河川敷地含む）との交点に至り、この点から無加川右岸（河川敷地を含む）を西に進み西二十号との交点に至り、この点から西二十号を北に進み無加川左岸（河川敷地含む）に至り、この点から無加川左岸を東に進み起点に至る区域
③ 令和元年10月1日～令和21年9月30日(R1.9.27 第634号)

《234》① **神の子池鳥獣保護区** 624ha〔森林鳥獣生息地〕
② 斜里郡清里町に所在する国有林網走南部森林管理署1016林班及び1017林班の区域
③ 平成26年10月1日～平成36年9月30日(H26.9.30 第658号)

《235》① **涛釣沼鳥獣保護区** 78ha〔集団渡来地〕
② 斜里郡斜里町に所在する国有林網走南部森林管理署1141林班ぬ小班南東端を起点とし、この点から南に進みウエンベツ川河川区域の南側境界を北西に延長した線との交点に至り、この点から同線を南東に進み同河川区域の北西側端点に至り、この点から涛釣沼河川区域の南端を見通した線を南西に200メートルの地点に進み、この点から同線を北西に進み、この点から同境界を北西に進み涛釣沼の汀線より100メートル境界線との交点に至り、この点から同境界を西に進み同町字大栄14番2の西側地番界を北に延長した線との交点に至り、この点から同線を北に進み同町字大栄13番4の北端から同町字大栄3番3の南東端を見通した線との交点に至り、この点から同線を北西に380メートルの地点に進み、この点から国有林網走南部森林管理署1135林班の小班の北西端を見通した線を南西に進み涛釣沼の汀線より100メートル境界線との交点に至り、この点から同境界を北西に進み斜里郡小清水町字止別307の北東端から斜里町字大栄3番3の南東端を見通した線との交点に至り、この点から同線を東北東に75メートルの地点に進み、この点から同町字大栄1番20の東端を見通した線を北に進み同町字大栄2番2の南西端から同町字大栄2番1の南端を見通した線との交点に至り、この点から同線を北東に進み国有林網走南部森林管理署1141ぬ小班南側林班界との交点に至り、この点から同境界を東に進み起点に至る線で囲まれた区域
③ 令和5年10月1日～令和25年9月30日(R5.9 告示予定)

【十勝総合振興局管内】

《236》① **糠平湖鳥獣保護区** 822ha〔特保665ha〕〔集団渡来地〕
② 河東郡上士幌町に所在する糠平湖満水時（常時満水位）の水面の区域
〔特保〕道指定糠平湖鳥獣保護区のうち、国有林野十勝西部森林管理署東大雪支署141林班境界標山21号から国有林野十勝西部森林管理署東大雪支署47林班境界標山260号を見通して糠平湖満水時（常時満水位）（以下「糠平湖」と省略する。）の水面の区域との交点を起点として、この見通し線を西に進み、糠平湖の水面の区域との交点に至り、この交点から糠平湖の水面の区域を北に進み、国有林野十勝西部森林管理署東大雪支署60林班境界標山99号から国有林野十勝西部森林管理署東大雪支署162林班境界標山141号を見通して糠平湖の水面の区域との交点に至り、この見通し線を北東に進み、糠平湖の水面の区域との交点に至り、この交点から糠平湖の水面の区域を南に進み起点に至る区域
③ 平成22年10月1日～平成42年9月30日(H22.9.28 第673号〔特保 第674号〕)

《237》① **伏美鳥獣保護区** 318ha〔森林鳥獣生息地〕
② 河西郡芽室町に所在する民有林47林班のうち12、14、16から18までの各小班、48林班のうち23から35までの各小班及び49林班並びに美生川の西伏美橋からトムラウシ沢と美生川の合流点までの河川敷の区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日(H16.9.28 第816号)

《238》① **大丸山鳥獣保護区** 510ha〔森林鳥獣生息地〕
② 広尾郡広尾町に所在する広尾町有林31林班から36林班までの区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号)

《239》① **勇足鳥獣保護区** 387ha〔森林鳥獣生息地〕
② 中川郡本別町に所在する民有林十勝東部地域森林計画区のうち、131、134、135林班の区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号)

《240》① **常室鳥獣保護区** 392ha〔特保31ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 十勝郡浦幌町に所在する道有林十勝管理区14林班04、22、55、56、66から74まで、97、99の各小班、36林班、37林班の区域〔特保〕道指定常室鳥獣保護区のうち、道有林十勝管理区36林班05小班的区域
③ 平成17年10月1日～平成37年9月30日(H17.9.30 第716号〔特保 第717号〕)

《241》① **新得山鳥獣保護区** 574ha〔森林鳥獣生息地〕
② 上川郡新得町に所在する十勝地域森林計画区32林班、33林班、34林班1から14までの各小班、35林班3から8まで、10から12まで、15、16、19から21までの各小班及び35林班に所在する新得山スキー場敷地（敷地内に所在する35林班6小班を除く。）、36林班1、2、4から6まで、12、22から24までの各小班及び36林班に所在する上川郡新得町字新得9番1、9番4、9番7、9番20の区域
③ 平成18年10月1日～平成38年9月30日(H18.9.29 第802号)

《242》① **湧洞鳥獣保護区** 767ha〔特保411ha〕〔集団渡来地〕
② 広尾郡大樹町に所在するキモントウ沼の水面の区域及び中川郡豊頃町に所在する道道湧洞沼線東端を起点とし、この点からなぎさ線を見通し、なぎさ線との交点に至り、この点からなぎさ線を南西に進み大樹町との町界線との交点に至り、この点から同町界線を北西に進みユウトン2号沢との交点に至り、この点から豊頃町湧洞1311番の地番界（湧洞沼側）を北東に進みユウトン3号沢との交点に至り、この点から一般民有林十勝森林計画区198林班1及び197林班1の各小班界を北東に進み豊頃町湧洞1号線との交点に至り、この点から同号線を北東に進み道道湧洞沼線との交点に至り、同道道を南東に進み起点に至る線で囲まれた区域〔特保〕道指定湧洞鳥獣保護区のうち、湧洞沼及びキモントウ沼の水面の区域
③ 令和4年10月1日～令和14年9月30日(R4.9.30 第513号〔特保 第514号〕)

《243》① **大津鳥獣保護区** 278ha〔特保116ha〕〔森林鳥獣生息地〕
② 中川郡豊頃町に所在する道有林十勝管理区316林班の区域〔特保〕道有林十勝管理区316林班04、05、09、11、12、51から57まで、59、70の各小班的区域
③ 平成28年10月1日～平成38年9月30日(H28.9.27 第574号〔特保 H28.9.27 第573号〕)

《244》① **依田鳥獣保護区** 24ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 中川郡幕別町字依田に所在する町道日新線と町道温泉北通との交点を起点とし、この点から町道温泉北通を東に進み町道札内高台線との交点に至り、この点から町道札内高台線を南に進み同町道と十勝西部森林計画区94林班30小班及び50小班界見通し線との交点に至り、この点から同見通し線を西に進み十勝西部森林計画区94林班50小班界との交点に至り、この点から同森林計画区94林班50、30、21及び112小班界を進み同小班界と同森林計画区94林班113小班界との交点に至り、この点から西方見通し線を進み同森林計画区94林班12小班界との交点に至り、この点から同小班界を進み同森林計画区94林班9小班との交点に至り、この点から同森林計画区94林班9、7及び6小班界並びに同小班界見通し線を南に進み同森林計画区94林班34小班界との交点に至り、この点から同小班界並びに同小班界見通し線を南に進み同森林計画区94林班2小班界との交点に至り、この点から同小班界及び1小班を進み町道幕別温泉南通との交点に至り、この点から西に進み同森林計画区94林班2小班界との交点に至り、この点から2、3及び5小班界を進み町道日新線との交点に至り、この点から同町道を北に進み起点に至る線で囲まれる区域
③ 令和元年10月1日～令和11年9月30日(R1.9.27 第634号)

《245》① **稲穂鳥獣保護区** 29ha〔集団繁殖地〕
② 十勝郡浦幌町字稲穂1番、2番、3番、4番及び6番の区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日(H16.9.28 第816号)

《246》① **岩内鳥獣保護区** 673ha〔森林鳥獣生息地〕
② 帯広市岩内町に所在する民有林49林班、53林班1小班、13小班から20小班、22小班、26小班から35小班、39小班、41小班から43小班、45小班から46小班、48小班から50小班、53小班、60小班、62小班から64小班、54林班1小班から2小班、4小班から7小班、11小班から32小班、35小班から39小班、41小班から57小班、59小班、61小班から72小班、74小班から77小班、81小班、83小班から90小班、92小班から96小班、98小班から118小班、55林班58小班から64小班、66小班から68小班、88小班、90小班、103小班、109小班、119小班、120小班的各小班的区域
③ 平成16年10月1日～平成36年9月30日(H22.9.28 第673号)

《247》① **清見鳥獣保護区** 73ha〔身近な鳥獣生息地〕
② 中川郡池田町字清見144番47の北東端を起点とし、この点から144番47、144番45、144番43、144番54、144番110、144番111、144番57、144番58、144番19、144番1、144番17、144番26、144番42の東側地番界を南に順次進み144番42の南端に至り、この点から144番26、144番34、144番56、144番56、144番83、144番91の東側地番界を南に順次進み144番91の南端に至り、この点から144番83、144番69の東側地番界を南へ順次進み144番69の南東端へ至り、この点から144番69、144番75の南側地番界を西に順次進み144番75の南西端に至り、この点から144番75の西側地番界を北東に進み144番77の南端に至り、この点から144番77、144番76、144番78、144番79、144番80の西側地番界を北東に順次進み144番80の北端に至り、この点から144番82の西端とを結ぶ線を直進し144番82の西端に至り、この点から144番82、144番83、144番84の